



### 図書館のおはなし会

申し込みは6/1以降に、電話か直接、希望の図書館へ。先着順。



こども  
ほんしえるじゅ  
かますけくん♪

	あかちゃんと楽しむ (0・1歳児)	おひざにだっこ (2・3歳児)	おはなし会 (4歳以上。マスク着用)
中央図書館 ☎25-2611	6/10(金) 10:10、10:40(0歳) 11:10、11:40(1歳)	6/17(金) 10:30	6/9(木) 15:30
腰越図書館 ☎33-0711	6/15(水) 10:30	6/8(水) 10:30	6/22(水) 16:00
深沢図書館 ☎48-0022	6/21(火) 10:00(1歳)、11:00(0歳)	6/15(水) 10:00	6/17(金) 15:30
大船図書館 ☎45-7710	6/8(水) 10:00、10:35 6/23(木) 14:45、15:20	6/8(水) 11:15	6/23(木) 16:00
玉縄図書館 ☎44-2218	6/22(水) 10:30(1歳)、11:15(0歳)	6/16(木) 11:00	6/26(日) 10:30



### 子育て支援センターの催し

子育て支援センターは、お子さん(主に0~3歳児)と保護者のフリースペースです。お子さんを安心して遊ばせることができ、子育てアドバイザーが子育てに関する相談に応じています。利用は月~金曜日で、現在は新型コロナウイルス対策のため、**予約制**(受け付け中)です。また、各センターでは次の催しも行っています。

開所時間など▶



10・11面にも  
イベントを紹介♪  
◀キャラ子が目印!

市公式LINE

子ども・子育て情報も!  
広報課☎61-3867



#### 鎌倉子育て支援センター ☎23-0606

土曜ひろば 3歳まで	6/4(土) 10:00~12:00 13:30~15:30
午前ひろば	6/20(月) 10:00~12:00
赤ちゃんの日 10カ月まで	月・水・金曜日 10:00~12:00 13:30~15:30

#### 深沢子育て支援センター ☎48-0550

土曜ひろば 3歳まで	6/11(土) 10:00~12:00 13:30~15:30
午前ひろば	6/20(月) 10:00~12:00
赤ちゃんひろば 10カ月まで/先着10組	木曜日 13:30~15:30
おためしひろば 初めてか久しぶりの利用 市内在住/各先着1組	月・火・水・金曜日 13:30~14:00

#### 大船子育て支援センター ☎47-3377

小さな赤ちゃんひろば 5カ月まで/先着8組	6/1(水) 13:30~15:30
土曜ひろば 3歳まで	6/18(土) 10:00~12:00 13:30~15:30
午前ひろば	6/20(月) 10:00~12:00
赤ちゃんひろば 10カ月まで/先着8組	火・木曜日 13:30~15:30

注意 午後の開所時間が13:30~15:30に変わりました

#### 玉縄子育て支援センター ☎45-5077 (予)予約開始日

土曜ひろば 先着8組/予前日から	6/4(土) 9:30~11:30
図書館のおはなし会 10カ月まで/先着6組/予6/1から	6/8(水) 10:00~10:20
ふたごちゃんの会 2歳まで・双子の妊婦さんも/先着5組/予6/1から	6/11(土) 9:30~11:30
おひさまひろば 2歳まで/先着5組/予6/1から	6/18(土) 9:30~11:30
たんぼぼのおはなし会 先着8組/予6/8から	6/24(金) 10:00~10:20
半日ひろば 先着8組/予前日から	6/29(水) 9:30~11:30
ベビーちゃんの日・妊婦さんの日 よちよち歩きまで/先着8組/予前日から	木曜日 9:30~11:30 13:00~15:00

障がいなどのために、大勢の中で遊ぶのが苦手なお子さんや、遊ばせるのが不安な人のための少人数ひろばです。

### 児童手当の制度が一部変わります

こども相談課☎61-3843

#### 変更点1 現況届の提出が原則不要に

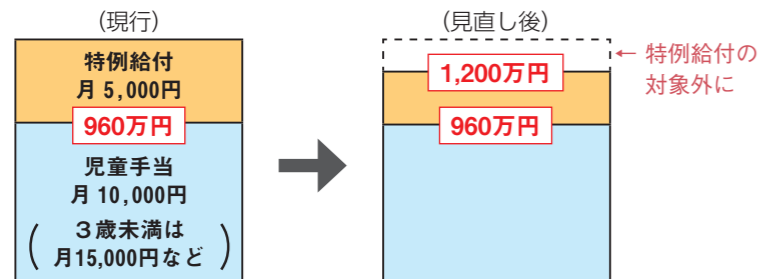
今年度から、毎年6/1現在の受給者の状況を住民基本台帳などで確認します。児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要です。

ただし、一部の人は現況届の提出が必要です。対象者には例年通り現況届を送付しますので、6/1以降に提出を。期限は6/30(必着)。

#### 変更点2 高所得者の特例給付に制限が設けられます

これまで、児童を養育している人の所得が一定の制限を超える場合に支給していた特例給付(児童1人につき月額5,000円)について、令和4年6/1施行の児童手当法の一部改正に伴い、所得上限限度額以上の場合は支給されません(10月支給分から)。

【例】主たる生計維持者の年収が1,200万円以上、子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合



注意 支給されなくなった後に所得が限度額を下回った場合、新たに申請(認定請求書の提出)が必要となります。



詳細は、対象者に送付する案内が市ホームページを▶

### お子さんの健診と教室 市民健康課☎61-3944

#### 【医療機関による個別健診】

受診する医療機関に直接予約を。

- ◆4か月児健康診査 ◆お誕生日健康診査

#### 【会場による教室・健診】

インターネットで予約を(ネット環境がない場合は同課へ)。対象者には、該当月の前月に案内を送付しています。日程や持ち物は、その案内でご確認ください。

- ◆6か月児育児教室 ◆1歳6か月児健康診査
- ◆2歳児歯科健康診査 ◆3歳児健康診査

\*あらかじめ、すくすく手帳に必要事項の記入を  
\*駐車場はありません

